

事務所通信

「年収の壁」特集号(年末調整準備編)

今年の年末調整は
準備事項が盛りだくさん！

もっと
知りたい！

「年収の壁」見直しで、 何が、どうなる？

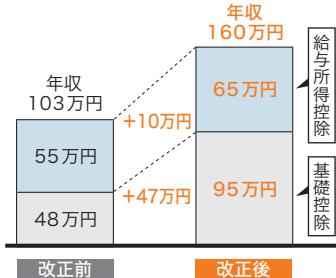
- 年末調整で所得税が還付される人が増えます！
- 年末調整のための書類の記載事項が増えます！
- 従業員の家族も含め、従業員に確認してもらうことが増えます！



おさらい！「年収の壁」



ざっくりおさらい！「年収103万円の壁」の見直し



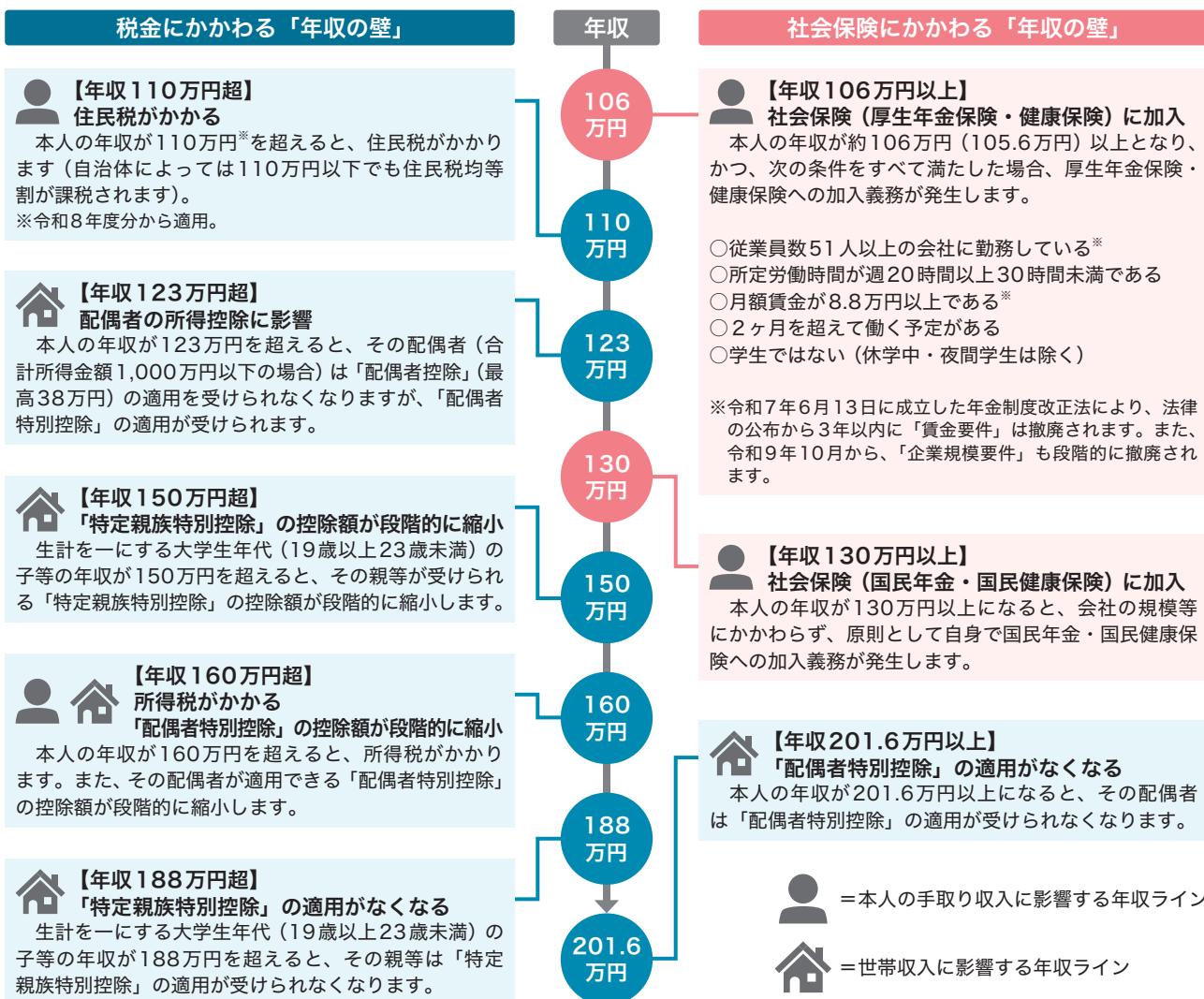
令和7年分の所得税から、一定の要件のもと、最大で基礎控除額が「48万円→95万円」に、給与所得控除の最低保障額が「55万円→65万円」に引き上げされました。これにより、所得税がかかるライン（課税ライン）は「103万円→160万円」になりました。「年収103万円の壁」といわれていた「年収の壁」の1つが撤廃されることになります。加えて、大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等がいる親等の税負担を軽減するしくみ「特定親族特別控除」が創設されたとともに、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件も改正されています。

これらの改正は、原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分の所得税から適用されます。多くの給与所得者に関係する基礎控除・給与所得控除等が見直されたことにより、年末調整で所得税が還付される人が増えると見込まれています。



ざっくりおさらい！そもそも「年収の壁」とは？

「年収の壁」には、大きく分けて①税金にかかる壁②社会保険にかかる壁——の2つがあります。





今年の年末調整は確認事項が盛りだくさん！—今から準備しておきましょう

基礎控除・給与所得控除の見直し等に伴い、年末調整時に提出する以下の様式が令和7年分から変更・追加されています（いずれも兼用様式・下記参照）。各申告書の確認事項は格段に増えています。特に、「配偶者控除等申告書」「特定親族特別控除申告書」については、控除額の判定が細かくなっていますので、注意が必要です。



- 給与所得者の基礎控除申告書
 - 給与所得者の配偶者控除等申告書
 - NEW!** ○給与所得者の特定親族特別控除申告書
 - 所得金額調整控除申告書

給与計算担当者が年末調整事務を正確に行うためには、その前提として、年末調整の対象となる従業員に、各申告書の記載事項についてすべて正確に記載してもらうことが必要になります。

このとき、すべてのベースとなるのは、「見込み年収額（見込み年間給与収入額）」です。今回の改正で所得税の課税ラインが大きく変更されたことで、働き方が変わった方も多いと予想されます。それに伴って、従業員本人はもちろん、家族を含めた見込み年収額の確認があらためて必要になることをまず理解しましょう。その上で、まず、従業員本人とその家族に、次のことを確認しておいてもらうことが重要になります。

- 1) 従業員本人の見込み年収額はいくらになりそうか
 - 2) 給与収入を得ている配偶者がいる従業員の場合：配偶者の見込み年収額はいくらになりそうか
 - 3) アルバイトをしている大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等がいる従業員の場合：大学生年代の子等の見込み年収額はいくらになりそうか

基礎控除申告書 ➤ p4へ

配偶者控除等申告書 ➤ p6へ

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">所轄民務署長</td> <td style="width: 85%;">給与の支払者の氏名 ※この申告書の提出を受けた給与の支払者は個人を指します。</td> </tr> <tr> <td>給与の支払者の番号</td> <td>(フリガナ)あなたの氏名</td> </tr> <tr> <td>給与の支払者の法</td> <td>あなたの住所</td> </tr> <tr> <td>税務署長</td> <td>又は居所</td> </tr> </table>	所轄民務署長	給与の支払者の氏名 ※この申告書の提出を受けた給与の支払者は個人を指します。	給与の支払者の番号	(フリガナ)あなたの氏名	給与の支払者の法	あなたの住所	税務署長	又は居所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">記載のしかたはどちら</td> <td style="width: 85%;">二次元コード 令和7年8月末頃 公表予定</td> </tr> </table>	記載のしかたはどちら	二次元コード 令和7年8月末頃 公表予定
所轄民務署長	給与の支払者の氏名 ※この申告書の提出を受けた給与の支払者は個人を指します。										
給与の支払者の番号	(フリガナ)あなたの氏名										
給与の支払者の法	あなたの住所										
税務署長	又は居所										
記載のしかたはどちら	二次元コード 令和7年8月末頃 公表予定										

基・配・特・所

この申告書の提出を受けた給与の支払者は個人を指します。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 税所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額)	円	円

○ 控除額の計算

区分 I	(左のA-Cを記載)
□ 132万円以下	95万円
□ 132万円超 336万円以下	100万円
□ 336万円超 489万円以下 (A)	108万円
□ 489万円超 655万円以下	113万円
□ 655万円超 900万円以下	118万円
□ 900万円超 950万円以下 (B)	123万円
□ 950万円超 1,000万円以下 (C)	128万円
□ 1,000万円超 2,350万円以下	133万円
□ 2,350万円超 2,400万円以下	138万円
□ 2,400万円超 2,450万円以下	143万円
□ 2,450万円超 2,500万円以下	148万円

※「区分 I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

○ 配偶者の氏名等

配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
(フリガナ)配偶者の氏名	明治・昭和・平成・年月日
あなたの配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の生年月日
配偶者である配偶者	生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 税所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額)	円	円

○ 控除額の計算

区分 II	(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)+(2)の合計額」)		
①	②	③	④
区 分 A 48万円	38万円	38万円	36万円
区 分 B 32万円	26万円	26万円	24万円
区 分 C 16万円	13万円	13万円	12万円
摘要 配偶者控除	配偶者控除	配偶者控除	配偶者控除

※「配偶者の額」又は「配偶者特別控除の額」は「配偶者特別控除の計算」の表を参考に記載してください。

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3~1の(1)をご確認ください。

(フリガナ)特定親族の氏名	特定親族の個人番号
1	あなたの特定親族の生年月日 (平成15.12.8~平成18.11.1生)
2	あなたの特定親族の生年月日 (平成15.12.8~平成18.11.1生)

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額
控除額	63万円
85万円超85万円以下	85万円超90万円以下
90万円超95万円以下	95万円超100万円以下
100万円超105万円以下	105万円超110万円以下
105万円超115万円以下	110万円超115万円以下
110万円超120万円以下	115万円超120万円以下
120万円超125万円以下	125万円超130万円以下
125万円超135万円以下	130万円超135万円以下
130万円超140万円以下	135万円超140万円以下
140万円超145万円以下	145万円超150万円以下
150万円超155万円以下	155万円超160万円以下
160万円超165万円以下	165万円超170万円以下
170万円超175万円以下	175万円超180万円以下
180万円超185万円以下	185万円超190万円以下
190万円超195万円以下	195万円超200万円以下
200万円超205万円以下	205万円超210万円以下
210万円超215万円以下	215万円超220万円以下
220万円超225万円以下	225万円超230万円以下
230万円超235万円以下	235万円超240万円以下
240万円超245万円以下	245万円超250万円以下
250万円超255万円以下	255万円超260万円以下
260万円超265万円以下	265万円超270万円以下
270万円超275万円以下	275万円超280万円以下
280万円超285万円以下	285万円超290万円以下
290万円超295万円以下	295万円超300万円以下
300万円超305万円以下	305万円超310万円以下
310万円超315万円以下	315万円超320万円以下
320万円超325万円以下	325万円超330万円以下
330万円超335万円以下	335万円超340万円以下
340万円超345万円以下	345万円超350万円以下
350万円超355万円以下	355万円超360万円以下
360万円超365万円以下	365万円超370万円以下
370万円超375万円以下	375万円超380万円以下
380万円超385万円以下	385万円超390万円以下
390万円超395万円以下	395万円超400万円以下
400万円超405万円以下	405万円超410万円以下
410万円超415万円以下	415万円超420万円以下
420万円超425万円以下	425万円超430万円以下
430万円超435万円以下	435万円超440万円以下
440万円超445万円以下	445万円超450万円以下
450万円超455万円以下	455万円超460万円以下
460万円超465万円以下	465万円超470万円以下
470万円超475万円以下	475万円超480万円以下
480万円超485万円以下	485万円超490万円以下
490万円超495万円以下	495万円超500万円以下
500万円超505万円以下	505万円超510万円以下
510万円超515万円以下	515万円超520万円以下
520万円超525万円以下	525万円超530万円以下
530万円超535万円以下	535万円超540万円以下
540万円超545万円以下	545万円超550万円以下
550万円超555万円以下	555万円超560万円以下
560万円超565万円以下	565万円超570万円以下
570万円超575万円以下	575万円超580万円以下
580万円超585万円以下	585万円超590万円以下
590万円超595万円以下	595万円超600万円以下
600万円超605万円以下	605万円超610万円以下
610万円超615万円以下	615万円超620万円以下
620万円超625万円以下	625万円超630万円以下
630万円超635万円以下	635万円超640万円以下
640万円超645万円以下	645万円超650万円以下
650万円超655万円以下	655万円超660万円以下
660万円超665万円以下	665万円超670万円以下
670万円超675万円以下	675万円超680万円以下
680万円超685万円以下	685万円超690万円以下
690万円超695万円以下	695万円超700万円以下
700万円超705万円以下	705万円超710万円以下
710万円超715万円以下	715万円超720万円以下
720万円超725万円以下	725万円超730万円以下
730万円超735万円以下	735万円超740万円以下
740万円超745万円以下	745万円超750万円以下
750万円超755万円以下	755万円超760万円以下
760万円超765万円以下	765万円超770万円以下
770万円超775万円以下	775万円超780万円以下
780万円超785万円以下	785万円超790万円以下
790万円超795万円以下	795万円超800万円以下
800万円超805万円以下	805万円超810万円以下
810万円超815万円以下	815万円超820万円以下
820万円超825万円以下	825万円超830万円以下
830万円超835万円以下	835万円超840万円以下
840万円超845万円以下	845万円超850万円以下
850万円超855万円以下	855万円超860万円以下
860万円超865万円以下	865万円超870万円以下
870万円超875万円以下	875万円超880万円以下
880万円超885万円以下	885万円超890万円以下
890万円超895万円以下	895万円超900万円以下
900万円超905万円以下	905万円超910万円以下
910万円超915万円以下	915万円超920万円以下
920万円超925万円以下	925万円超930万円以下
930万円超935万円以下	935万円超940万円以下
940万円超945万円以下	945万円超950万円以下
950万円超955万円以下	955万円超960万円以下
960万円超965万円以下	965万円超970万円以下
970万円超975万円以下	975万円超980万円以下
980万円超985万円以下	985万円超990万円以下
990万円超995万円以下	995万円超1000万円以下
1000万円超1005万円以下	1005万円超1010万円以下
1010万円超1015万円以下	1015万円超1020万円以下
1020万円超1025万円以下	1025万円超1030万円以下
1030万円超1035万円以下	1035万円超1040万円以下
1040万円超1045万円以下	1045万円超1050万円以下
1050万円超1055万円以下	1055万円超1060万円以下
1060万円超1065万円以下	1065万円超1070万円以下
1070万円超1075万円以下	1075万円超1080万円以下
1080万円超1085万円以下	1085万円超1090万円以下
1090万円超1095万円以下	1095万円超1100万円以下
1100万円超1105万円以下	1105万円超1110万円以下
1110万円超1115万円以下	1115万円超1120万円以下
1120万円超1125万円以下	1125万円超1130万円以下
1130万円超1135万円以下	1135万円超1140万円以下
1140万円超1145万円以下	1145万円超1150万円以下
1150万円超1155万円以下	1155万円超1160万円以下
1160万円超1165万円以下	1165万円超1170万円以下
1170万円超1175万円以下	1175万円超1180万円以下
1180万円超1185万円以下	1185万円超1190万円以下
1190万円超1195万円以下	1195万円超1200万円以下
1200万円超1205万円以下	1205万円超1210万円以下
1210万円超1215万円以下	1215万円超1220万円以下
1220万円超1225万円以下	1225万円超1230万円以下
1230万円超1235万円以下	1235万円超1240万円以下
1240万円超1245万円以下	1245万円超1250万円以下
1250万円超1255万円以下	1255万円超1260万円以下
1260万円超1265万円以下	1265万円超1270万円以下
1270万円超1275万円以下	1275万円超1280万円以下
1280万円超1285万円以下	1285万円超1290万円以下
1290万円超1295万円以下	1295万円超1300万円以下
1300万円超1305万円以下	1305万円超1310万円以下
1310万円超1315万円以下	1315万円超1320万円以下
1320万円超1325万円以下	1325万円超1330万円以下
1330万円超1335万円以下	1335万円超1340万円以下
1340万円超1345万円以下	1345万円超1350万円以下
1350万円超1355万円以下	1355万円超1360万円以下
1360万円超1365万円以下	1365万円超1370万円以下
1370万円超1375万円以下	1375万円超1380万円以下
1380万円超1385万円以下	1385万円超1390万円以下
1390万円超1395万円以下	1395万円超1400万円以下
1400万円超1405万円以下	1405万円超1410万円以下
1410万円超1415万円以下	1415万円超1420万円以下
1420万円超1425万円以下	1425万円超1430万円以下
1430万円超1435万円以下	1435万円超1440万円以下
1440万円超1445万円以下	1445万円超1450万円以下
1450万円超1455万円以下	1455万円超1460万円以下
1460万円超1465万円以下	1465万円超1470万円以下
1470万円超1475万円以下	1475万円超1480万円以下
1480万円超1485万円以下	1485万円超1490万円以下
1490万円超1495万円以下	1495万円超1500万円以下
1500万円超1505万円以下	1505万円超1510万円以下
1510万円超1515万円以下	1515万円超1520万円以下
1520万円超1525万円以下	1525万円超1530万円以下
1530万円超1535万円以下	1535万円超1540万円以下
1540万円超1545万円以下	1545万円超1550万円以下
1550万円超1555万円以下	1555万円超1560万円以下
1560万円超1565万円以下	1565万円超1570万円以下
1570万円超1575万円以下	1575万円超1580万円以下
1580万円超1585万円以下	1585万円超1590万円以下
1590万円超1595万円以下	1595万円超1600万円以下
1600万円超1605万円以下	1605万円超1610万円以下
1610万円超1615万円以下	1615万円超1620万円以下
1620万円超1625万円以下	1625万円超1630万円以下
1630万円超1635万円以下	1635万円超1640万円以下
1640万円超1645万円以下	1645万円超1650万円以下
1650万円超1655万円以下	1655万円超1660万円以下
1660万円超1665万円以下	1665万円超1670万円以下
1670万円超1675万円以下	1675万円超1680万円以下
1680万円超1685万円以下	1685万円超1690万円以下
1690万円超1695万円以下	1695万円超1700万円以下
1700万円超1705万円以下	1705万円超1710万円以下
1710万円超1715万円以下	1715万円超1720万円以下
1720万円超1725万円以下	1725万円超1730万円以下
1730万円超1735万円以下	1735万円超1740万円以下
1740万円超1745万円以下	1745万円超1750万円以下
1750万円超1755万円以下	1755万円超1760万円以下
1760万円超1765万円以下	1765万円超1770万円以下
1770万円超1775万円以下	1775万円超1780万円以下
1780万円超1785万円以下	1785万円超1790万円以下
1790万円超1795万円以下	1795万円超1800万円以下
1800万円超1805万円以下	1805万円超1810万円以下
1810万円超1815万円以下	1815万円超1820万円以下
1820万円超1825万円以下	1825万円超1830万円以下
1830万円超1835万円以下	1835万円超1840万円以下
1840万円超1845万円以下	1845万円超1850万円以下
1850万円超1855万円以下	1855万円超1860万円以下
1860万円超1865万円以下	1865万円超1870万円以下
1870万円超1875万円以下	1875万円超1880万円以下
1880万円超1885万円以下	1885万円超1890万円以下
1890万円超1895万円以下	1895万円超1900万円以下
1900万円超1905万円以下	1905万円超1910万円以下
1910万円超1915万円以下	1915万円超1920万円以下
1920万円超1925万円以下	1925万円超1930万円以下
1930万円超1935万円以下	1935万円超1940万円以下
1940万円超1945万円以下	1945万円超1950万円以下
1950万円超1955万円以下	1955万円超1960万円以下
1960万円超1965万円以下	1965万円超1970万円以下
1970万円超1975万円以下	1975万円超1980万円以下
1980万円超1985万円以下	1985万円超1990万円以下
1990万円超1995万円以下	1995万円超2000万円以下
2000万円超2005万円以下	2005万円超2010万円以下
2010万円超2015万円以下	2015万円超2020万円以下
2020万円超2025万円以下	2025万円超2030万円以下
2030万円超2035万円以下	2035万円超2040万円以下
2040万円超2045万円以下	2045万円超2050万円以下
2050万円超2055万円以下	2055万円超2060万円以下
2060万円超2065万円以下	2065万円超2070万円以下
2070万円超2075万円以下	2075万円超2080万円以下
2080万円超2085万円以下	2085万円超2090万円以下
2090万円超2095万円以下	2095万円超2100万円以下
2100万円超2105万円以下	2105万円超2110万円以下
2110万円超2115万円以下	2115万円超2120万円以下
2120万円超2125万円以下	2125万円超2130万円以下
2130万円超2135万円以下	2135万円超2140万円以下
2140万円超2145万円以下	2145万円超2150万円以下
2150万円超2155万円以下	2155万円超2160万円以下
2160万円超2165万円以下	2165万円超2170万円以下
2170万円超2175万円以下	2175万円超2180万円以下
2180万円超2185万円以下	2185万円超2190万円以下
2190万円超2195万円以下	2195万円超2200万円以下
2200万円超2205万円以下	2205万円超2210万円以下
2210万円超2215万円以下	2215万円超2220万円以下
2220万円超2225万円以下	2225万円超2230万円以下
2230万円超2235万円以下	2235万円超2240万円以下
2240万円超2245万円以下	2245万円超2250万円以下
2250万円超2255万円以下	2255万円超2260万円以下
2260万円超2265万円以下	2265万円超2270万円以下
2270万円超2275万円以下	2275万円超2280万円以下
2280万円超2285万円以下	2285万円超2290万円以下
2290万円超2295万円以下	2295万円超2300万円以下
2300万円超2305万円以下	2305万円超2310万円以下
2310万円超2315万円以下	2315万円超2320万円以下
2320万円超2325万円以下	2325万円超2330万円以下
2330万円超2335万円以下	2335万円超2340万円以下
2340万円超2345万円以下	2345万円超2350万円以下
2350万円超2355万円以下	2355万円超2360万円以下
2360万円超2365万円以下	2365万円超2370万円以下
2370万円超2375万円以下	2375万円超2380万円以下
2380万円超2385万円以下	2385万円超2390万円以下
2390万円超2395万円以下	2395万円超2400万円以下
2400万円超2405万円以下	2405万円超2410万円以下
2410万円超2415万円以下	2415万円超2420万円以下
2420万円超2425万円以下	2425万円超2430万円以下
2430万円超2435万円以下	2435万円超2440万円以下
2440万円超2445万円以下	2445万円超2450万円以下
2450万円超2455万円以下	2455万円超2460万円以下
2460万円超2465万円以下	2465万円超2470万円以下



特定親族特別控除申告書 ▶ p7へ

▶各申告書のチェックポイントを見ていきましょう！

II

「基礎控除申告書」はこう変わる！

Check! 令和7年分の「基礎控除申告書」記載時のチェックポイント

- 「給与所得控除」の最低保障額が引き上げられています！
 - ▶ 給与収入190万円以下の人の給与所得控除額が変わっています。見込み年収額をあらためて確認した上で、給与所得を計算しましょう。
- 「基礎控除」の額が、「合計所得金額」に応じて変わっています！
 - ▶ 基礎控除額が引き上げられています。また、令和7年分・令和8年分の措置として、合計所得金額132万円超2,350万円以下の人の基礎控除額が段階的に変わっていますのでよく確認して記載しましょう。



1:「給与所得」の計算

年収（年間給与収入）の見込額—給与所得控除額

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		円

○ 控除額の計算			
判定	<input type="checkbox"/> 132万円以下	(A) 95万円 88万円 68万円 63万円	区分 I
	<input type="checkbox"/> 132万円超 336万円以下		(左のA~Cを記載)
	<input type="checkbox"/> 336万円超 489万円以下		
	<input type="checkbox"/> 489万円超 655万円以下		
	<input type="checkbox"/> 655万円超 900万円以下		
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下	(B) 58万円 48万円 32万円 16万円	基礎控除の額
	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下		円
	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,350万円以下		
	<input type="checkbox"/> 2,350万円超 2,400万円以下		
	<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下		
	<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下		



2:「基礎控除」の額を確認

年収

1月1日から12月31日までの1年間に、会社から支払われる給与等の総支給額のことです。税金や社会保険料等が引かれる前の金額を指します。いわゆる「額面」です。年末に交付される「給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」欄で確認できます。

所得

税法上、収入から必要経費を差し引いた「もうけ」を「所得」といいます。給与所得者の場合、年収に応じて定められている「給与所得控除」が必要経費として認められており、年収から給与所得控除額を引いた後の金額が「給与所得」となります。

合計所得金額

所得の種類は「給与所得」をはじめ、10種類あります。各所得を合算したものが「合計所得金額」です。

その年の収入が給与所得のみの場合は、合計所得金額と給与所得は同額となります。「基礎控除」の額を判定する際に用います。

1：「給与所得」の計算

●給与所得控除の額（計算式）

給与等の収入金額	改正前	令和7年分以降
162万5,000円以下	55万円	
162万5,000円超 180万円以下	収入金額× 40%－10万円	65万円
180万円超 190万円以下	収入金額× 30%+8万円	
190万円超 360万円以下	収入金額×30%+8万円	
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+44万円	
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円	
850万円超	195万円（上限）	

給与所得者には、勤務に伴う必要経費の概算控除として、給与の収入金額に応じて「給与所得控除」が定められています。年末調整においては、自身の見込み年収額から給与所得控除額を引き、「給与所得」を算出します。

令和7年分以降の所得税から、給与等の収入金額が190万円以下の人の給与所得控除額（最低保障額）が「65万円」となりました（左）。

「年収103万円の壁」の見直しにより、働く時間や日数等を増やした人も多いことでしょう。こうした人は、見込み年収額とともに令和7年分の給与所得控除額をしっかり確認するようにしましょう。

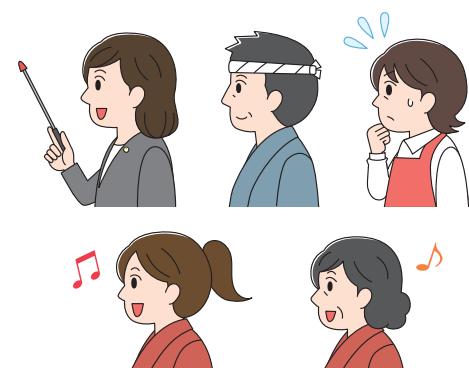
2：「基礎控除」の額を確認

年末調整等で所得税額の計算をする時に、総所得金額等から差し引くことができる控除（所得控除）の1つに「基礎控除」があります。基礎控除の額は、合計所得金額に応じて定められています。その年分の収入が給与所得のみの場合は、給与所得と合計所得金額は同額となります。

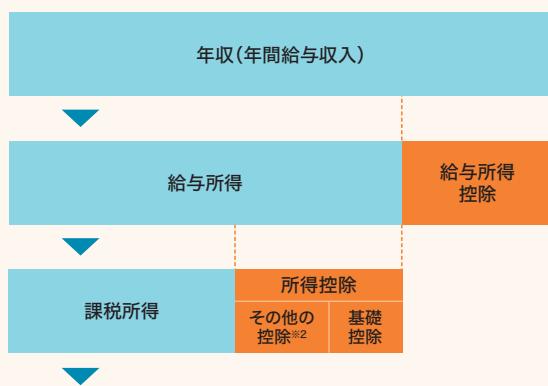
令和7年分から、基礎控除額が引き上げられています。合計所得金額が132万円以下の人の基礎控除額は、「95万円」となりました。また、合計所得金額132万円超2,350万円以下の人も、令和6年分までの基礎控除額と比べて「+10万円～+40万円」となっていますので、給与所得控除の額とともによく確認する必要があります。

●基礎控除の額

合計所得金額	改正前	令和7年分 令和8年分	令和9年分～
132万円以下		95万円	
132万円超 336万円以下	48万円	88万円	58万円
336万円超 489万円以下		68万円	
489万円超 655万円以下		63万円	
655万円超 2,350万円以下		58万円	
2,350万円超 2,400万円以下		48万円	
2,400万円超 2,450万円以下		32万円	
2,450万円超 2,500万円以下		16万円	
2,500万円超		－	



知っておこう！ 給与所得者の税額計算のしくみ



税率（課税所得によって異なる）をかけて所得税額を計算（必要に応じて、所得税額からさらに税額控除）

給与所得者の税額計算の大まかな流れは次のとおりです。

- 1) 年収（年間給与収入）から「給与所得控除」を引き、「給与所得」を求めます。
- 2) 「給与所得」から「基礎控除」等の「所得控除」を引き、「課税所得」を求めます。
- 3) 「課税所得」に税率（課税所得によって異なる税率が定められています）をかけて「所得税額」を計算します^{※1}。

※1 必要に応じて、所得税額からさらに税額控除される場合があります。

※2 雜損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除

III

「配偶者控除等申告書」はこう変わる！

Check! 令和7年分の「配偶者控除等申告書」記載時のチェックポイント

- 「給与所得控除」の最低保障額が引き上げられています！
▶配偶者の見込み年収額を確認し、配偶者の「給与所得」を計算しましょう。
- 「配偶者控除」「配偶者特別控除」の区分に変更がないか、確認しましょう！
▶配偶者の給与収入が201万6,000円未満の場合、一定の要件のもと、「配偶者控除」または「配偶者特別控除」の適用が受けられます。
▶配偶者の合計所得金額に応じて、控除額の判定（区分）が細かくなっていますので、注意が必要です。



◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

○配偶者の氏名等	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日																				
（フリガナ） 配偶者の氏名	明・大 昭・平 年 月 日																					
あなたと配偶者の住所又は原所が異なる場合の配偶者の住所又は原所である配偶者生計を一にする事実																						
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算																						
所得の種類	取入金額	所得金額																				
(1) 給与所得	円	円																				
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円																				
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)+(2)の合計額)																						
控除額の計算																						
区分II																						
①	②	③																				
95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 135万円以下	135万円超 140万円以下	140万円超 145万円以下	145万円超 150万円以下	150万円超 155万円以下	155万円超 160万円以下	160万円超 165万円以下	165万円超 170万円以下	170万円超 175万円以下	175万円超 180万円以下	180万円超 185万円以下	185万円超 190万3,999円以下	190万3,999円超 197万1,999円以下	197万1,999円超 201万5,999円以下	201万5,999円超 201万5,999円以下	
区分 A 48万円 38万円 38万円	36万円 31万円 26万円	26万円 21万円 21万円	16万円 11万円 11万円	11万円 6万円 6万円	6万円 4万円 4万円	3万円 2万円 2万円	1万円															
区分 B 32万円 26万円 26万円	24万円 21万円 21万円	21万円 14万円 14万円	11万円 7万円 7万円	11万円 6万円 6万円	8万円 4万円 4万円	4万円 2万円 2万円	1万円															
区分 C 162万円 13万円 13万円	12万円 11万円 11万円	12万円 9万円 9万円	7万円 6万円 6万円	7万円 4万円 4万円	4万円 2万円 2万円	1万円																
摘要 配偶者控除	配偶者特別控除																					

1：配偶者の「給与所得」の計算

配偶者の見込み年収額—給与所得控除額
(p5参照)

2：配偶者の合計所得金額の「区分」を確認して配偶者控除等の額を確認

配偶者の合計所得金額要件が、「48万円以下→58万円以下」となりました。

- 配偶者の給与収入が123万円以下：配偶者控除※
- 配偶者の給与収入が123万円超201万6,000円未満：配偶者特別控除※
(いずれも配偶者の収入が給与所得だけの場合)

※従業員本人の合計所得金額によって控除額は変わります。

配偶者の合計所得金額	給与所得者（控除を受ける従業員本人）の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が 給与所得だけの場合の 配偶者の給与等の収入金額	
	900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)		
配偶者控除	58万円以下	38万円	26万円	13万円	123万円以下
配偶者特別控除	58万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	123万円超 160万円以下
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	160万円超 165万円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	165万円超 170万円以下
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	170万円超 175万円以下
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	175万円超 180万円以下
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	180万円超 185万円以下
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	185万円超 190万3,999円以下
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	190万3,999円超 197万1,999円以下
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	197万1,999円超 201万5,999円以下
	133万円超	0円	0円	0円	201万5,999円超 201万5,999円以下

国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」（令和7年4月）等を基に作成

「特定親族特別控除申告書」はこう書く！

Check! 令和7年分の「特定親族特別控除申告書」記載時のチェックポイント

生計を一にする大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等がアルバイトをしている場合、その子等の給与収入が123万円以下であれば、その親等は「特定扶養控除」の適用が、給与収入123万円超188万円以下であれば「特定親族特別控除」の適用が受けられます（適用対象はその親等）。

- ▶ 子等の見込み年収額を確認し、どちらの控除が適用されるか確認しましょう。
- ▶ 「特定親族特別控除」は、特定親族*を扶養する親等の合計所得金額の制限が設けられていません。そのため、特定親族がいれば適用対象となります。
- ▶ 子等の合計所得金額に応じて、控除額の判定が細かくなっていますので、注意が必要です。

「特定親族特別控除」の適用を受ける場合、「特定親族特別控除申告書」の記載・提出が必要です！

※特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人のことをいいます。



◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆										
内 容 内 容 内 容 内 容 内 容 内 容 内 容 内 容 内 容 内 容										
○ 特定親族の氏名等		内 容 内 容 内 容 内 容 内 容 内 容 内 容 内 容								
(フリガナ) 特定親族の氏名		特定親族の個人番号		あなたの誕生日(平成15.1.2生~平成19.11生)		特定親族の生年月日		あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所		
1										
2										
○ 控除額の計算		内 容 内 容 内 容 内 容 内 容 内 容 内 容 内 容								
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額		58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額		63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

特定親族の合計所得金額と控除額を確認

生計を一にする大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等を扶養する親等が受けられる「特定扶養控除」（控除額63万円）について、子等の年収要件が「103万円以下→123万円以下（合計所得金額58万円以下）」に引き上げられました。

加えて、子等の年収が「123万円超188万円以下」までは、親等が「特定親族特別控除」を受けられるようになりました（ただし、子等の年収の増加について控除額が段階的に縮小）。

⚠ 「19歳以上23歳未満」とは、「その年12月31日」時点での年齢で判定します。

⚠ 夫婦共働き（いずれも年末調整対象）で特定親族がいる世帯の場合、特定親族特別控除は夫婦のいずれか一方しか受けられることできません。

⚠ 特定親族特別控除の適用がある従業員に対しては、「給与所得の源泉徴収票」に特定親族特別控除額等を記載する必要があります。



所得控除の種類 (19歳以上23歳未満の子等)	子等の合計所得金額	親等の控除額		子等の年収(目安)
		所得税	住民税	
特定扶養控除	58万円以下	63万円	45万円	123万円以下
	58万円超 85万円以下	63万円	45万円	123万円超 150万円以下
	85万円超 90万円以下	61万円		150万円超 155万円以下
	90万円超 95万円以下	51万円		155万円超 160万円以下
	95万円超 100万円以下	41万円		160万円超 165万円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	165万円超 170万円以下
	105万円超 110万円以下	21万円		170万円超 175万円以下
	110万円超 115万円以下	11万円		175万円超 180万円以下
	115万円超 120万円以下	6万円		180万円超 185万円以下
	120万円超 123万円以下	3万円		185万円超 188万円以下
	123万円超	適用なし	適用なし	188万円超

国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)」(令和7年4月)を基に作成

～9月

- 基礎控除・給与所得控除の見直しや特定親族特別控除等、令和7年分の所得税に関する改正概要をつかむ

10月

- 「給与所得者の基礎控除申告書」「給与所得者の配偶者控除等申告書」「給与所得者の特定親族特別控除申告書」「所得金額調整控除申告書」(兼用様式)を従業員に配布し、記載時の注意点やポイント(できるだけ正確な見込み年収額等を確認することなど)について従業員に周知する

11月

- 扶養親族等の異動があった従業員から、「扶養控除等申告書」等の提出をあらためて受ける
- 従業員から提出された「基礎控除申告書」等の内容をチェックする

12月～1月

- 12月最後の給与等の支払日までに、提出された「扶養控除等申告書」「基礎控除申告書」等を基に、源泉徴収税額と確定した所得税額の差額を計算・精算する
- 1月31日までに、令和7年分の「給与所得の源泉徴収票」を作成し、従業員へ交付する



見込み年収額の入力で、各種控除の適用可否と控除額を自動計算!
「TKCまいポータル」で、らくらく・かんたん年末調整!

令和7年度税制改正で複雑になった年末調整。すべての従業員が改正内容をきちんと理解し、見直された基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて「給与所得者の基礎控除申告書」「給与所得者の配偶者控除等申告書」「所得金額調整控除申告書」「給与所得者の特定親族特別控除申告書」(兼用様式)に正確に記載する——といったことが求められます。それに加えて、給与計算担当者のチェックも、例年よりも入念に行う必要があります。

「TKCまいポータル」なら、年末調整に係る面倒な計算がすべて自動!

年末調整に必要な書類も、らくらく入力完了&チェックもかんたん♪

「TKCまいポータル」の入力は、次の4ステップで完了します。

■「TKCまいポータル」入力画面
(イメージ)

STEP1 「本人・家族」情報の入力

STEP2 「所得金額調整控除」情報の入力

STEP3 「保険料控除」情報の入力

STEP4 入力内容の確認・提出

STEP1 「本人・家族」情報の画面では見込み年収額を入力。入力された見込み年収額から、次の内容が自動計算(判定)されます。計算誤りや転記ミス等の不備がなくなります!

- 所得
- 基礎控除の適用可否と控除額
- 配偶者(特別)控除の適用可否と控除額
- 扶養控除の適用可否
- 特定親族特別控除の適用可否と控除額

自動計算
・
自動判定!



※画面は開発中のイメージです